

滋賀県子ども若者審議会

子ども真ん中企画検討部会報告書

子ども真ん中企画検討部会

目 次

1. 子どもの意見聴取に関するこれまでの取組 3
2. 次期「淡海子ども・若者プラン」における子ども・若者の意見反映について ... 7

1 子ども・若者の意見聴取に関するこれまでの取組

はじめに

滋賀県では、「子ども・子ども・子ども」（一人ひとり主体としての子ども、社会の一員としての子ども、そして未来の希望としての子ども）を県政の重要な柱として位置付け、子どものために、子どもとともに作る県政を目指しています。

また、国においてもこども・若者の最善の利益を常に考え、子ども・若者が健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の構築を使命として令和5年4月にこども家庭庁が設立され、同12月に策定されたこども大綱においても、子ども・若者が権利の主体であることを明示し、子ども・若者施策の基本的な方針の1つとして「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく」こととしています。

こうした中、本県の子ども・若者施策の総合的な計画である「淡海子ども・若者プラン」の次期計画を検討するに当たり、計画全体への子ども・若者の意見反映を図る必要があると考えています。

(1) 国における動向や取組

① こども基本法における記載

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

② こども大綱における記載

第2 こども施策に関する基本的な方針

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、

おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあつて声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。

(2) 県における主な取組

① 県における子ども・若者の意見聴取および施策への反映に係る主な取組について

○子どもの権利を守る仕組みや子どもの意見を政策に反映する仕組みをつくる取組

・(仮称) 滋賀県子ども基本条例の策定と普及啓発

○子どもが意見を述べる場所をつくる取組

- ・子ども版「知事への手紙」
- ・子ども県議会
- ・中学生広場
- ・子ども版「教育しが」

○子ども・若者の意見を反映する施策や意見表明の機会となる施策の事例

- ・こどな BASE（企画調整課）
- ・次世代リポータームーブメント情報発信事業（CO² ネットゼロ推進課）
- ・若年層人権啓発事業（人権施策推進課）

- ・子どもも大人も来たくなるキッズミュージアム（文化芸術振興課）
- ・自然体験を通じた環境学習推進事業（環境政策課）
- ・子ども・若者「健康しが」推進事業（健康しが推進課）
- ・子ども・若者ネットワークキャンプ（子ども若者政策・私学振興課）
- ・児童養護施設等の子どもの権利擁護事業（子ども家庭支援課）
- ・若い世代からのジェンダー平等推進事業（男女共同参画センター）
- ・親子でつながり、「琵琶湖システム」体感事業（農政課）
- ・近畿「子どもの水辺」交流会（流域政策局）
- ・しがオンライン生徒会交流会（幼小中教育課） 等

② これまで県が行った計画等の策定に係る子ども・若者の意見聴取の主な取組事例

ア すまいる・あくしょん策定時におけるアンケート

概要

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な不安を抱えている子ども・若者が、少しでも不安を取り除き笑顔で過ごすことができるよう、子どものための新しい生活様式を策定するため、未就学児から大学生等までを対象に子どもたちがコロナ禍でどのように考え、感じているのかを把握するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて一人ひとりが行動できることを考え、子どもの笑顔を増やすためにアンケート実施。
- ・対象 県内の小学生～高校生、県内出身・在住または県内に通学している大学生、大学院生、専門学校生、未就学児の保護者(コロナ禍における子どもの様子について)
- ・実施期間 令和2年7月～9月(対象者によって異なる)
- ・回答総数 31,320人
- ・主な調査項目(対象者ごとに設問を設定)
 - ◆学校休業中に過ごした場所・人
 - ◆学校休業中と学校再開後の生活の様子、心境
 - ◆学校休業中のよかったこと・うれしかったこと、悲しかったこと、困ったこと
 - ◆コロナ禍を経験した今、5年後10年後の滋賀県がこうなればいいな、このようにしていきたいと考えていること
 - ◆子どもの日常生活の様子の変化
 - ◆子どもたちが健やかに育つために必要だと思うこと 等

イ (仮称)滋賀県子ども基本条例策定に係る Web アンケート

概要

- ・実施期間 令和5年11月22日～令和6年1月31日

- ・実施対象 県内の小学4年生～大学生（小学3年生以下でも回答は可）
- ・回答数 11,479 件
- ・質問項目 自由記述3問
 - ◆滋賀県（知事）に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。
 - ◆意見や気持ちを言いやすくするためには、どういう雰囲気や決まりがあったらいいと思いますか。
 - ◆子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいことはありますか。また、自分たちでできることはありますか。

2 次期「淡海子ども・若者プラン」における子ども・若者の意見反映について

(1) 次期「淡海子ども・若者プラン」に基づき実施する施策・事業の推進における子ども・若者の意見反映（計画の推進に関する考え方）

事業の実施における子ども・若者の意見聴取にあたっては、事業の内容や対象者の範囲等を踏まえ、必要に応じて以下の事項について考慮することとします。

留意事項に関しては、より効果的に子ども・若者の意見聴取、反映を行うためにできる工夫を事例として示したものであり、必要により適切な手法を取り入れることとします。

①企画する

○意見を聴く対象を検討します。

- ・施策の対象となる子ども・若者の範囲を適切に設定します。
- ・意見聴取の対象が特定の範囲に偏らないよう留意します。
- ・意見を聴く機会が十分に確保されるよう、広報や意見聴取の方法を工夫します。

○テーマを設定する

- ・わかりやすく、意見を言いやすいよう、設問の設定を工夫します。
- ・子ども・若者が意見を言いたいテーマを選べるよう仕組みを工夫します。

○実施体制を作る

- ・意見を聴く体制をつくるため、必要により外部人材の活用や連携を図ります。
- ・子ども・若者の年齢、特性、発達程度等に応じて必要な配慮をします。
- ・意見を言いやすい雰囲気づくり等に努めます。
- ・意見を聴くために子ども・若者にわかりやすい資料を用意します。

留意事項

- ・関心がない子ども・若者も大勢いることを念頭におき、ポスターや動画等により趣旨を伝えるなど、多くの子ども・若者に興味を持ってもらえる工夫をすること。
- ・より多くの子ども・若者から意見を聴くための仕組みとして、テーマに対して関心が高い子どもを中心として、あまり関心が高くない子ども・若者を巻き込みながら意見を聴く方法が考えられること。
- ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聞くことができるよう工夫すること。
- ・意見聴取に協力いただく関係者に対して、趣旨を十分に説明する必要があること。
- ・子ども・若者が意見を出しやすいよう、選択式の回答方法とすることや、設問数を減らすなどの方法を検討すること。
- ・子ども・若者がより興味・関心を持つよう、企画段階から子ども・若者の参画を得ることも検討すること。

② 意見を聴く

○聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う

- ・大人は子ども・若者の視点で一緒に考え、思いを汲み取る姿勢を持ちます。
- ・大人の役割は子ども・若者の意見表明のサポートであることを認識します。
- ・意見を聴く目的や、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初に子ども・若者に説明します。
- ・どのような意見であっても受け入れられることを子ども・若者に示します。
- ・大人は「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有します。

○意見を表明する選択肢を用意する

- ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう様々な選択肢を用意します。
- ・意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択します。

○振り返りをする

- ・子ども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意します。
- ・意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをします。

○応答する

- ・意見を受け止めたことを子ども・若者に対して伝えます。

留意事項

- ・意見聴取の対象となる子ども・若者に対して、施策の対象者であることをあらかじめ伝えておくこと。特に大学生世代など、自分が対象に含まれていないと考える場合があることを念頭におくこと。
- ・意見聴取の手法については、協力いただく団体・関係者等の負担を考慮して、効率的な方法を検討すること。
- ・発達段階により、論理的な思考が難しい年齢の子どもであっても、他の子ども・若者の意見に対して、賛成の意思を示すことなどにより、意見表明が可能であること。
- ・大人が子どもの居場所に出向き、ワークショップ形式等で子ども・若者に働きかけながら意見を聴く方法が考えられること。
- ・意見聴取の方法によって回答できないことのないように、対面や意見箱の設置、SNSの活用等、多種多様な方法で意見聴取を行うこと。
- ・子ども・若者がより積極的に意見を出せるよう、意見反映によって、自分自身の生活や環境が変わる可能性があることを伝えること。
- ・子ども・若者が自分の意見を整理できるように、複数回意見聴取の機会を設けること。

③ 反映

○聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する

- ・子ども・若者の意見をどう反映するか検討し、子ども・若者に説明する準備をします。
- ・全ての意見を反映する必要はありませんが、政策の目的や内容等に応じて、また意見を表明した子ども・若者の年齢及び発達に応じて、出された意見を正当に考慮します。

留意事項

- ・多数派の意見のみでなく、少数派の意見にも耳を傾けること。

④ フィードバック

○聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

- ・意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）します。
- ・フィードバックは、子ども・若者に伝わりやすい工夫をします。

⑤ 次年度の施策への活用

○子ども・若者の意見を次年度の施策に活かす

- ・各事業の計画・実施・振り返り等の段階において把握した子ども・若者の声を、単年度の事業だけでなく、次年度以降の事業や施策等にも反映するよう、継続的な子ども・若者の意見の活用を検討します。

⑥ 声を聴かれにくい子ども・若者への配慮

- ・声を聴かれにくい子ども・若者がいることを理解します。
- ・先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けます。
- ・支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作ります。
- ・一人一人に必要な工夫や対応について、本人の意思を確認し、それぞれの特性に応じた丁寧な配慮を行います。
- ・一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとります。

留意事項（対応例として記載していますが、本人の意思を確認したうえで、特性に応じた適当な方法を用いることが重要です。）

- ・障害のある子ども・若者の場合：自分の思いをうまく伝えられない場合があるため、根気よく話を聴くことが重要です。また、相手が理解しやすいように、やさしい言葉を使い、写真や絵を添えて説明することが望ましいです。必要に応じて指差しをしたり、実物を見せたりしながら話すことが有効な場合があります。刺激や情報を整理するため、必要により、なるべく静かな場

所を用意することが望ましいです。

- ・外国人の子ども・若者の場合：簡単な日本語を使ったり、通訳や多言語資料、翻訳機等を活用して伝達方法を工夫することが大切です。また、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真等の視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめることも考えられます。